

大田原市告示第32号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第3項の規定により、令和8年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり縦覧に供する。

令和8年3月31日

大田原市長 相馬 憲一

- 1 期間 令和8年4月1日から令和8年4月30日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く日
- 2 時間 午前8時30分から午後5時15分まで
ただし、税務課に限り水曜日は午前8時30分から午後7時00分まで
- 3 場所 大田原市役所税務課、湯津上支所総合窓口課、黒羽支所総合窓口課